

令和6年度第3期定期監査等結果報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき執行した令和6年度第3期定期監査等について、同条第9項及び第10項の規定により結果に関する報告及びその意見を以下のとおり提出します。

藤沢市監査委員	中川隆
同	石田晴美
同	西智
同	平川和美

第1 監査の概要

1 監査の実施期間

2025年（令和7年）1月9日から同年3月26日まで

2 監査の種類及び対象

- （1）地方自治法第199条第1項及び第4項に基づく定期監査
下水道部、財務部、農業委員会事務局、会計管理者

3 監査の範囲

主として、令和6年度（2024年4月1日から2024年11月末日まで）に執行した上記部局各課等が所管する財務に係る事務及び経営に係る事務

4 監査の着眼点

- （1）事務の執行は法令等に従い適正に行われているか。
（2）収入に係る事務は適正に行われているか。
（3）支出に係る事務は適正に行われているか。
（4）施設の管理は適切に行われているか。
（5）最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、組織の合理化に努めているか。

5 監査の主な実施内容

藤沢市監査基準に準拠して次により実施した。

- (1) 監査対象課等から提出された事前資料等に基づき調査事項を決定し、関係資料の試査・照合及び関係職員に対してヒアリングを行った。
- (2) 事務事業の執行状況等について監査委員によるヒアリングを行った。
- (3) 必要に応じて施設等を視察した。

第2 監査の結果

監査対象課等における調査事項ごとに関係書類の調査、施設等を視察した結果、おおむね適正に執行され、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、組織の合理化に努めていると認められたが、事務の一部に改善すべき点及び検討を要する点が見受けられた。改善すべき点については留意し、適正に事務が執行されるように努められたい。また、検討を要する点については、意見として付すので、改善に向けて検討されたい。

なお、監査の際に発見されたその程度が軽微なもので、是正が容易にできる等の事項については、所管する部局長に別途通知したのでその記述を省略した。

1 指摘事項

(1) 遊休固定資産の有無

ア 有姿除却とすべき資産がある。(下水道部下水道総務課)

遊休資産として、帳簿価額は少額ではあるが、オゾン発生装置等がある。これらは再利用の見込みもないことから有姿除却による除却処理を行うべきである。また、決算時に有姿除却すべき資産の有無を調査する制度を導入する必要がある。

なお、有姿除却とは、固定資産についてその使用を廃止し、今後通常の方法により事業の用に供する可能性がないと認められる場合、その固定資産を物理的に除却しない場合でも、現状の姿のまま(有姿で)帳簿上除却処理を行う方法をいう。会計処理としては、固定資産帳簿価額から備忘価額1円又は処分見込み額を控除した金額を固定資産除却損(資産減耗費)として計上することになる。この場合固定資産台帳には備忘価額1円、又

は処分見込み額が帳簿価額として記載されることになる。

(2) 固定資産台帳の記録の正確性

ア 除却漏れの資産がある。(下水道部下水道総務課)

改築工事や更新等により撤去済みの油圧・門扉等が固定資産台帳に計上されている。これらの帳簿価額は少額ではあるが、除却漏れとなっているので除却処理を行うべきである。

固定資産台帳は財務諸表の数値と直接つながりがあることから、除却処理漏れの防止策として、固定資産の増減報告に基づき固定資産台帳に記録するだけでなく、固定資産台帳と現物を定期的に照合するなどの対策を取る必要がある。

2 意見・要望

(1) 自動販売機の貸付入札への移行について(財務部)

少子高齢化社会の進展による社会保障関係費の増加や公共施設の再整備、人件費や物価の上昇等、今後、市の歳出の増加が見込まれるが、本市では、ふるさと納税制度による市税流出額が近年増加傾向にあるなど、財政状況は年々厳しくなっており、積極的に歳入確保に努める必要がある。

令和4年度の行政監査「自動販売機設置に係る行政財産の目的外使用許可について」では、本市の飲料自動販売機約200台のうち、貸付として入札を実施した台数がわずか8台であることを指摘し、目的外使用許可の使用料免除の全庁統一的な基準の策定や行政財産の貸付への移行に向けた取組の検討等について意見・要望を行ったところである。

しかしながら、意見・要望から約2年が経過している現在、具体的な進展はみられない。本市では使用料免除理由の約4割が災害時救援等の協定によるものである一方、他市では災害救助ベンダーを自動販売機の仕様として貸付入札を実施し、集客が相当数見込める場所については販売実績に対する歩合率が50%を超えて落札されている事例がある。歳入確保対策の一つとして、設置者の収益が大きいと見込まれる自動販売機については、貸付入札への移行の検討を全庁的に早急に進められたい。

(2) 市税の滞納整理の執行

ア 市税徴収率の向上について（財務部納税課）

本市の市税徴収率は年々向上しており、電子的預金調査の活用等により、この2年で差押件数が2倍に増加するなど、一定の成果が現れている。

しかしながら、令和5年度における、本市の現年度課税分の徴収率は99.29%で、県下19市中11番目、滞納繰越分の徴収率は25.06%で、19市中13番目となっている。現年度課税分と滞納繰越分の総計の徴収率は97.47%で、19市中11番目であり、県下19市平均97.48%を下回っている。

引き続き他自治体と情報共有を図り、先進的な手法があれば取り入れるなど、更なる徴収率向上に向けた取組を実施されたい。

(3) 現金の取扱い

ア 現金の取扱いについて（財務部納税課）

キャッシュレス納付割合の増加等により、納税課の窓口収納件数は減少傾向にあるものの、その数は年間約1万3千件にものぼる。

現金取扱いに対する紛失や徴収誤りなどのリスクは、窓口収納件数が減少したとしても無くなるとは考えられない。今後、収納窓口を指定金融機関派出所や本庁舎1階のコンビニエンスストアに限定することも考えられるが、時間や金額によって納付できない場合があるほか、納付相談後に納付のために場所を移動してもらう必要が生じるなど、市民サービスの低下が予想される。

このことから、現金取扱い窓口では公金収納機器などにより収納すること等で、現金取扱いリスクを低減する取組について検討されたい。

(4) 個人市民税未申告者の状況とその解消策

ア 未申告者に対するアプローチについて（財務部市民税課）

(ア) 国民健康保険料所得金額等申告書に収入ありと回答している者に対する再アプローチについて

国民健康保険料所得金額等申告書に収入ありと記載した49件のうち、申告を促す文書を送付した35件からは申告がなかったが、その後、再アプローチは行っていない。この35件は申告があれば課税できる可能性が比較的高いと推測される。市県民税の適正な課税と賦課決定につなげるためにも適切なアプローチを行い、税負担の公平化を図るよう早急に検討されたい。

(イ) 未申告調査の対象除外者について

本市の23歳～65歳の個人市民税の申告がない者は28,423人（2025年1月9日現在）であるが、市民税課は令和6年度は2,829人を対象に未申告調査を実施した。市民税課は年に1回、未申告調査を実施しているが、申告が必要でない可能性が高いと推定する条件を設定し未申告調査対象から除外しており、この未申告調査除外対象条件には、①外国人、②1月1日現在の続柄が妻、③65歳以上の者等が含まれている。

しかしながら、本市の①外国人は8,530人（2025年2月1日住民基本台帳）で年々増加しており、また、②日本における共働き夫婦の割合は妻が64歳以下の世帯の場合、2022年には73.47%に達する（内閣府、令和5年版男女共同参画白書）。さらに、③高齢者についても65～69歳で働いている割合は同世代の53.5%、70～74歳では34.5%（内閣府、令和6年版高齢社会白書）であり、これらの除外の条件については、見直しを検討する必要があると思われる。

市県民税の税負担の公平性の観点から、未申告調査除外条件について適時適切な見直しを検討されたい。

(5) 給与所得者に対する給与所得に対する特別徴収の割合とその増加策

ア 給与所得者の給与所得に対する特別徴収率の現状分析とその増加策について（財務部市民税課）

藤沢市の給与所得者に対する特別徴収率は人数ベースにおいて毎年上昇傾向にあるが、全国の割合と比較すると令和5年度の全国の特別徴収率が84.83%に対し藤沢市は82.63%と下回っている。

今後はその原因について分析を行うとともに特別徴収率のさらなる向上のために、よりいっそう努められたい。

(6) 契約の執行

ア 契約状況の可視化について（財務部契約課）

令和4年度第3期定期監査において、市の契約手続きの透明性・公平性・競争性を高めるための制度導入として、随意契約ガイドラインの精緻化や市全体の契約状況を把握するためすべての契約情報を契約課に集めて、部局別・契約種別毎に競争入札と随意契約の金額・件数の割合、落札率等を庁内で情報共有することなどを意見・要望した。

この意見・要望に対し、令和6年度に随意契約ガイドラインが策定されたことは評価する。しかしながら、市全体の契約状況の可視化（部局別・契約種別毎に競争入札と随意契約の金額・件数の割合、落札率等の庁内での情報共有）については、さらなる契約手続きの適正化のためにも再度意見・要望する。

本市は神奈川県や国の各府省が設置している「契約等監視委員会」を設置していないため、契約課が市全体の契約の適切性を担保する役割を担い、契約全体を総括する立場として、各課執行のもの（50万円以下の随契、130万円以下の修繕等）を除く契約全般について経年比較を含む可視化を実施されたい。

(7) 普通財産の管理（未利用土地の活用予定の有無を含む）

ア 歩行者専用道としての財産区分変更及び管理形態の見直しについて（財務部管財課）

消防西部出張所に隣接する市有地は管財課が普通財産として管理しているが、この用地は辻堂駅遠藤線と湘南大庭1号線を繋ぐ通路として、歩行者等に広く利用されている実態がある。現況の幅員は約2m、全長は約30mあり、送電塔を避ける形で途中屈曲し、隣接する西部出張所用地を一部活用しながら全面アスファルト舗装となっているが、周囲の樹木の影響による根上がりなどが数か所発生しており、転倒などのリスクが生じている状況

である。

こうした状況に鑑み、管財課、道路管理課、消防の各関係部局間で速やかに調整を図り、実情に即し歩行者専用道として財産区分を変更するとともに管理形態を見直し、誰もが安全安心に通行できる維持管理に努められたい。

イ 未利用普通財産の有効活用策の検討について（財務部管財課）

調査時点において未利用地として管財課が管理する普通財産の箇所数と面積は、先述の消防西部出張所隣接地を含め 24 箇所約 9,800 m²である。そのうち処分可能又は将来的に利用可能と区分し管理する 7 箇所については、引き続き処分や利活用に向けた取組を進められたい。

一方で、利用困難と区分する 17 箇所の中には山林や墳墓地など利用に供し難いものも多数認められるが、普通財産は市民と共有する貴重な財産として、その経済的価値を最大限発揮することが求められることから、本市にとっての将来的な有用性の有無や有効活用の可能性について、今後とも積極的に検討されたい。

（8）委託料の執行

ア 防災センターの警備手法の見直しについて（財務部管財課）

・防災センター機械警備業務

防災センターは令和 4 年 6 月 30 日まで 20 年間にわたる PFI 事業の中で事業者による建物総合管理が行われ、鍵収納ボックスの異常検知等を中心とした旧来の機械警備手法を市が引き継ぎ、現在はこれらの機器を利用した随意契約により執行している。

防犯カメラや空間センサー等を用いた警備手法への変更や、現行の本庁舎・分庁舎・防災センターを対象とする庁舎総合管理業務委託の中で一体的に行うなどの見直しについて、経済性・有効性・効率性の観点を踏まえ検討されたい。

(9) 公用車の運用管理

ア 公用車の削減に向けた効率的な運用について（財務部管財課）

藤沢市自動車管理規則では公用車を「共用自動車」、「専用自動車」、「貸出自動車」及び「賃借自動車」の4種類に区分している。

これらの公用車のうち、管財課に配置されている「共用自動車」3台と、秘書課等に配置されている「専用自動車」5台は、自動車運転員が運転する車両であり、調査時の直近3か月間における平均稼働率は50.0%であった。これらの車両は現在、配置されている課ごとに個別に運用管理されているが、集中管理の下、各課で車両を共有し未利用車の有効活用を図るなど、台数の削減に向けた効率的な運用を検討されたい。

一方で「専用自動車」のうち、職員自ら運転し、本庁舎、分庁舎及び朝日町駐車場に駐車する共用可能な車両は39課に83台配置されており、未配置の課等に管財課が貸し出す「貸出自動車」10台との計93台の3か月間の平均稼働率は37.3%であった。これらについても、配置された課ごとに個別に運用管理されており、未利用車の情報共有が限定されるなど、全庁での効率的な運用に向けた改善の余地がある。

こうした課題を踏まえ、これまで一定の台数削減に加え、「専用自動車」の予約システム上での全庁解放を段階的に進めるなどの対応が図られている。この取組を進めるとともに、効率的な集中管理や全庁での共用に当たっての予約システム運用ルールの方策などによる一層の台数削減に加え、カーシェア等の民間活用による公用車の運用管理手法の導入についても、積極的な検討を進められたい。

以上

指摘事項 次のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 法律、政令、省令、条例、規則に明確に違反していると認められるもの
- (2) 機関の意思決定が適切になされていないもの
- (3) 不適正な財務会計事務が行われているもの
- (4) 経済性、効率性、有効性並びに内部統制の観点から改善を要するもの
- (5) 前回注意事項とされたもので、是正、改善の兆候が認められないもの
- (6) 前5号に掲げるもののほか、不当又は適正を欠く事項で、指摘事項が適当であると認められるもの

意見・要望 次のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 経済性、効率性、有効性並びに内部統制の観点から注意喚起又は検討をすることが必要であると認められるもの
- (2) その他、監査委員が特に要望する必要があると認められるもの